

高度地区説明会概要

開催日時：平成19年6月21日（木） 午後7時00分～午後8時15分

会場：中里防災コミュニティセンター

出席者：住民 7名
事務局 5名

内 容

二宮町の建築物の高さについて（事務局説明）

- ・ 坂本町長就任時より景観や建築物の高さについての検討を進めてまいりましたが、議会に住民より陳情が上がり趣旨採択されたことにより、早急に町として高さ制限をかける必要性が高まりました。庁内と都市計画審議会で検討した結果、高さ制限の都市計画決定をすることとなりました。その後都市計画審議会にて案を考え今回の説明会を行なっています。都市計画決定する際は本来であれば公聴会を行ないますが、一方通行的な面を考慮し説明会という形をとっています。
- ・ 具体的な内容としては用途地域ごとに高さの制限をします。その際に適用除外、適用の緩和規定を設けることとします。

－質疑応答－

- （住民） スケジュールについてももう少し詳しく教えていただきたいのですが。
- （事務局） 今回お示ししましたスケジュールについてはまだ予定です。今回の説明会や県との協議により予定が変わる可能性がありますので、これを最短の予定と考えていただければと思います。
- （住民） 今回の制限を用途地域により設定するというお話がありましたが、中里の防災コミュニティセンター周辺になりますが、幹線道路を挟んで近隣商業地域と一種住居地域というように、用途地域が違うのはなぜですか。
- （事務局） 用途地域を設定する際に既存の街並みを考慮して設定してあります。

(住民) 今回の計画で海岸地帯区画整理区域の扱いはどうなっていますか。

(事務局) 高さの制限がかかります。海岸地帯区画整理区域は今回と同じ様に都市計画決定をしているので手続を踏まないと変更はできません。昭和29年に計画決定され、全体で53haあり、50ha以上は県の都市計画決定であるので変更するにもなかなか難しい。区画整理地内は階数の制限はありますが高さの制限がないため、高さの制限を考えています。

(住民) 二宮は以前より乱開発が盛んという事を聞いていた。今後の開発の対策については考えているのか。景観を考慮に入れ対策を講じる必要があると考えるのだが。

(事務局) 町へ出された陳情に景観条例の制定をという話がありました。景観条例を策定するには様々な要素がありかなりの時間を要します。そのため今回は高度地区を制定することとなりました。今現在は開発に対しては町の開発指導要綱により対応しています。要綱において景観も考慮に入れ対応しておりますが、今後の対応としましては開発行為に関しての条例を制定したいと考えています。

午後8時15分終了